

一般社団法人鳥取県建設業協会会長
一般社団法人鳥取県土木施工管理技士会会長
一般社団法人鳥取県管工事業協会会長
一般社団法人鳥取県造園建設業協会会長
一般社団法人鳥取県電業協会会長
部落解放鳥取県企業連合会理事長
鳥取県技能士会連合会会長

様

鳥取県県土整備部長
(公印省略)

建設工事下請報告書等の廃止及び平成27年度以降の本県発注工事に係る
施工体制台帳等の様式について(通知)

当県発注の工事については、その施工体制の適正化等を図る目的から、1件100万円以上の下請工事を発注した際には、建設業法の規定に基づく施工体制台帳とは別に「建設工事下請報告書」及び「下請施工体系図」の提出を求めてきたところです。

今般、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)が改正され、公共工事における建設業法に基づく施工体制台帳及び施工体系図の作成及び提出の範囲が下請契約を締結する全ての場合に平成27年4月1日から拡大されることとなりました。

ついては、事務手続きの簡素化の観点からこれまで県独自に作成及び提出を求めてきた建設工事下請報告書及び下請施工体系図は本年3月31日をもって廃止し、同年4月1日以降契約締結する本県発注工事に係る下請契約については、施工体制台帳及び施工体系図の様式変更について(平成24年10月26日付第201200114648号本職通知)により定めた施工体制台帳及び施工体系図様式の一部を改め、別添の改正後様式より作成及び提出を求めるといたしましたので御了解いただくとともに、貴会会員への周知徹底をお願いします。

<担当:建設業担当 藤島>

電話 0857-26-7454

ファクシミリ 0857-26-8190

記

1 様式一部変更の概要

(1) 施工体制台帳について

ア 記載事項に追加された外国人技能実習生及び外国人建設技能労働者の従事状況欄を追加した。

イ 本県独自に工事場所並びに元請及び下請の請負代金欄を追加した。

ウ 添付書類に見積書の写しを追加した(とび工等5工種に限る。)

エ 再下請負通知書の本県参考様式を追加した。

(2) 施工体系図

ア 本県独自に一次下請金額の合計、本店所在地、建設業許可番号及び下請負金額欄を追加した。ただし、現場掲示分について下請負金額欄を削除することを妨げない。

イ 工事担当技術者台帳の作成及び提出を不要とした。ただし、複数の下請契約を締結する現場において適正な施工体制を確保するに当たり、それぞれの主任技術者等を明確するなどのために工事担当技術者台帳を作成することを妨げない。

2 様式一部変更の適用日

平成27年4月1日以降に締結する本県発注工事に適用する。

*注:本県発注以外の公共工事についても、全ての下請工事について施工体制台帳の作成及び提出が必要です。各地方公共団体等の求めに応じて、適宜の様式等により対応してください。

3 従前の通知等の扱い

(1) 次を廃止する。

建設工事の下請報告について(平成20年3月28日付第200700193464号県土整備部長通知)

(2) 次の一部を改正する。

契約事務に関する書式の制定について(平成18年6月8日第200600006399号県土整備部長通知)中「8 建設工事下請報告(別紙19)」を削除する。

(3) (1)及び(2)について次の経過措置を設ける。

平成27年3月31日以前に契約締結された本県発注工事で、同年4月1日以降に1件100万円以上の下請契約が締結されたものについては、なお(1)及び(2)の通知の効力を有するものとする。